

平成30年9月
交通管制部管制課

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程の一部改正について
(航空路管制処理システム関連)

1. 背景

航空保安業務処理規程(昭和42年空総第130号)第5管制業務処理規程(以下「管制業務処理規程」という。)は、航空交通管理管制官又は航空管制官(以下「管制官等」という。)が航空法(昭和27年法律第231号)第96条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するにあたって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

2. 概要

平成30年10月1日、航空路管制処理システム(Trajectorized En-route traffic data Processing System。以下「TEPS」という。)を用いた管制業務が開始され、その後平成31年度までの間、順次、各管制部への導入が予定されている。

TEPSは、現行の航空路レーダー情報処理システム(Radar Data Processing System:RDP)及び航空路管制卓システム(Integrated En-route Control System:IECS)を更新するシステムであるが、現行のシステムを使用して航空保安業務を担う管制官が準拠すべき方式等を定めた管制業務処理規程では、TEPSを前提とした規定が一部存在しないことから、本規程を改正することとする。

3. 改正事項

- (1) 現行システムによる運用とTEPSによる運用では、ターゲットのレーダー一画面上の消失を判断する方法が異なることから、新たに「レーダー識別の消失基準」を定める。
- (2) その他所要の改正を行うこととする。

4. 今後のスケジュール(予定)

施行日(予定):平成30年10月1日